

○ 我が国や郷土の伝統音楽の指導の一層の充実をどのようにとらえたらよいか。

我が国や郷土の伝統音楽の指導の一層の充実については、**音楽科の改善の基本方針（平成 20 年 1 月の中央教育審議会答申より）**において、次のように示されている。

＜改善の基本方針より＞

国際社会に生きる日本人としての自覚の育成が求められる中、我が国や郷土の伝統音楽に対する理解を基盤として、我が国の音楽文化に愛着をもつとともに他国の音楽文化を尊重する態度等を養う観点から、学校や学年の段階に応じ、我が国や郷土の伝統音楽の指導が一層充実して行われるようにする。



＜改善の具体的事項より＞

(エ) 唱歌や民謡、郷土に伝わるうたについて、更に取り上げられるようにするとともに、歌唱共通教材の扱いについて充実を図る。鑑賞教材の選択の観点については、現行で高学年で位置付けられている我が国の音楽について中学年でも取り扱うなどの改善を図る。



これらの改善の基本方針及び改善の具体的事項に基づき、**小学校学習指導要領の音楽科の主な改訂の要点**においては、次のように示されている。

＜音楽科の改善の要点より＞

(4) 歌唱共通教材の充実

歌唱共通教材については、取り扱う楽曲数を各学年とも増加することとした。具体的には、第 1 学年から第 4 学年までは 4 曲すべてを扱うこととし、第 5 学年及び第 6 学年は 4 曲中 3 曲を含めて取り扱うこととした。

(6) 鑑賞教材における我が国の音楽の充実

鑑賞教材選択の観点について、これまでの第 5 学年及び第 6 学年に位置づけていた我が国の音楽を第 3 学年及び第 4 学年にも新たに位置付けることとした。

我が国や郷土の伝統音楽の指導の一層の充実については、これらの音楽科の改善の要点に基づき、内容等が示されている。